

PCB廃棄物 保管事業者の皆様へ

PCB廃棄物及び安定器等・汚染物の処理のご案内



中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所

Japan Environmental Storage & Safety Corporation, Hokkaido Facility

PCB廃棄物の処理に関する説明会

1. PCB廃棄物の登録について
 2. 登録の種類と処理対象物
 3. 北海道PCB処理事業所での処理期限
 4. 処理委託契約、搬出(受入)までの手続きの流れ
 5. PCB廃棄物の収集運搬について
 6. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の具体的な流れ
 7. 処理料金と割引について
 8. 保管事業者様へのお願い事項
- * JESCO環境安全方針
- 中小企業者等軽減制度について(個別相談にて対応)

1. PCB廃棄物の登録について

JESCOで処理いただくためには、PCB廃棄物の情報をJESCOまで、事前に、ご登録いただかなければなりません。

(注) PCB特別措置法による市や各振興局への届出とは別です。

○トランス類、コンデンサ類、PCB油類、金属製の保管容器の場合、

「機器等登録」

○安定器等・汚染物の場合、

「搬入荷姿登録」、「予備登録」

2. 登録の種類と処理対象物

トランス・コンデンサ類

- ①高濃度で、3kg以上のトランス類及びコンデンサ類
- ②高濃度トランス類及びコンデンサ類から取り出したPCB油類
- ③高濃度トランス類及びコンデンサ類の油が付着した金属製の保管容器



●機器等登録

安定器等・汚染物

- ①安定器
- ②小型電気機器(3kg未満)
- ③感圧複写紙 ④ウエス ⑤汚泥
- ⑥その他の汚染物等(砂利、シール材、コンクリート殻・等)



●搬入荷姿登録

●予備登録

※予備登録だけでは
契約・処理はできません。

注:トランス・コンデンサ類で3kg以上10kg未満の機器は搬入荷姿登録も可能です。

注:④ウエス、⑤汚泥、⑥その他汚染物等については受入前にその性状等について事前確認が必要となります。その結果すぐに処理できない場合がありますのでご承知おき下さい。

※登録申込方法などの詳細は別紙1「PCB廃棄物の登録のご案内」をご覧ください。

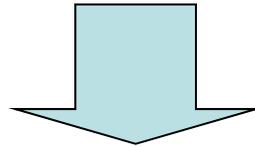
※微量PCB汚染廃電気機器等の処理は、JESCOでは行っておりません。

3-1. 北海道PCB処理事業所での処理期限

※PCB特別措置法で定める処理期限とは異なります。

1 トランス・コンデンサ類の処理期限

- ①高濃度で、3kg以上のトランス類及びコンデンサ類
- ②高濃度トランス類及びコンデンサ類から取り出したPCB油類
- ③高濃度トランス類及びコンデンサ類の油が付着した金属製の保管容器



平成35年3月末まで！

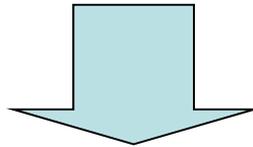
※漏洩、にじみ、膨らみ、破損がない等、現在受入可能なトランス・コンデンサは平成27年度中の処理をお願いします。

3-2. 北海道PCB処理事業所での処理期限

※PCB特別措置法で定める処理期限とは異なります。

2 安定器等・汚染物の処理期限

- ①安定器
- ②小型電気機器(3kg未満)
- ③感圧複写紙 ④ウエス ⑤汚泥
- ⑥その他の汚染物等(砂利、シール材、コンクリート殻・等)



平成36年3月末まで!

【処理期限についての注意事項】

- JESCOの処理期限間際に処理する場合、保管場所が点在することになり、収集運搬が非常に困難になる。
- 安定器等・汚染物は、平成28年度より首都圏の一都三県から排出されるものも処理することになり、今後処理の時期が競合し、期限までの処理が困難となる恐れがある。



PCB廃棄物の早期処理をお願いします。

【受入についての注意事項】

◎これまで受入していなかった下記のPCB廃棄物

- ・ 漏洩、にじみ、膨らみ、破損等のあるトランス・コンデンサ
- ・ PCBに汚染された金属製の保管容器
- ・ 海外製等の特殊なトランス・コンデンサ
- ・ 受入可能な寸法、重量から外れるトランス・コンデンサ



平成28年度中に受入開始予定

※PCB油については、JESCOとの契約前に所定の項目の分析を保管事業者様に依頼する場合があります。

膨らみのあるコンデンサの事例



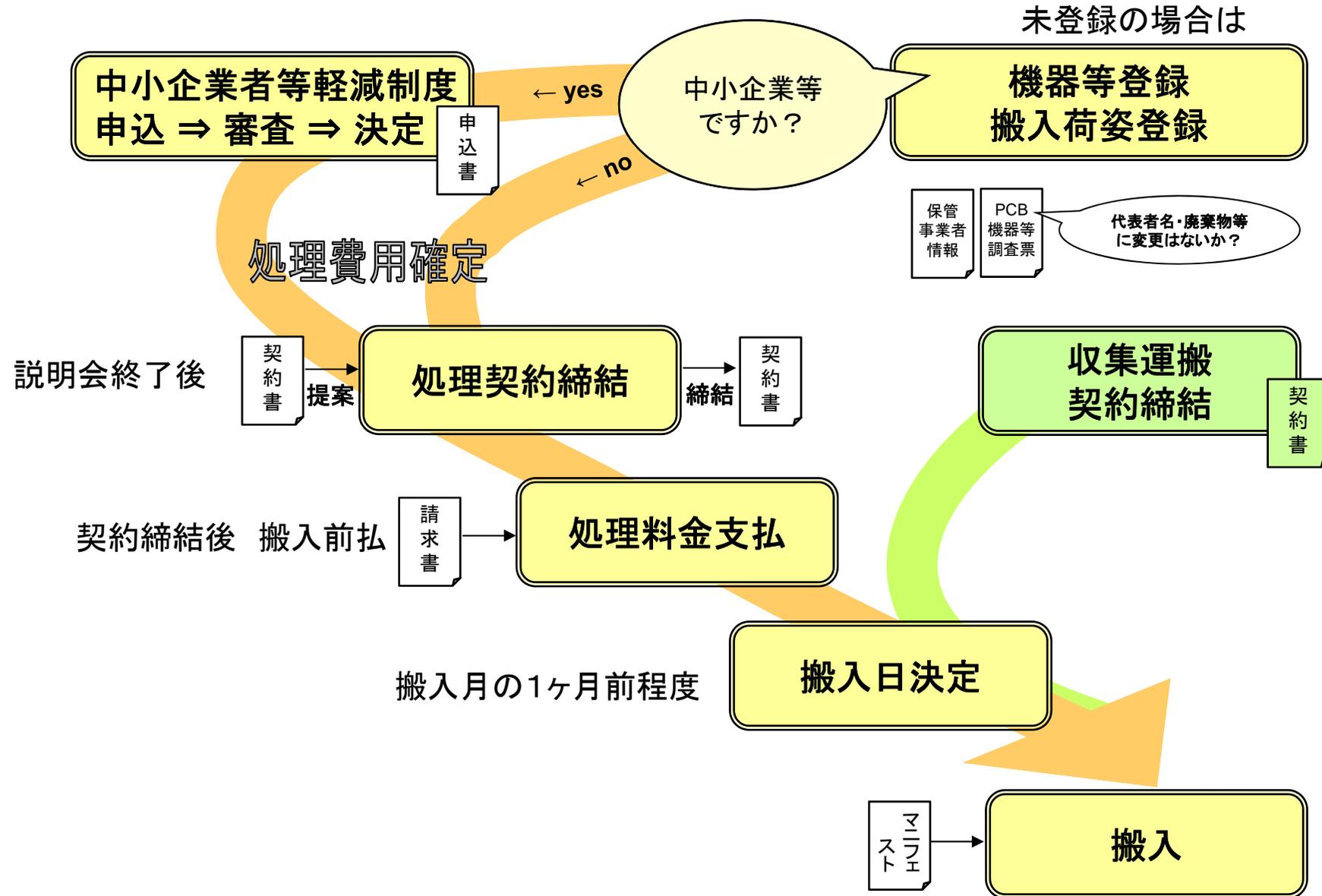
漏れ・滲みのあるコンデンサの補修事例



4.処理委託契約、搬出(受入)までの流れ

- ① 説明会終了後、未登録の皆様はできるだけ速やかに「機器等登録」、「搬入荷姿登録」を行ってください。(「予備登録」の方は「搬入荷姿登録」への移行をお願いします。)また、登録内容に変更がある場合は変更申請書を提出してください。
- ② 対象者の方は説明会終了後、「中小企業軽減申込書類一式」(対象者のみ)をJESCOに郵送して下さい。
- ③ 説明会終了後、処理をご希望の場合はJESCO北海道PCB処理事業所までご連絡願います。(電話0143-23-7007)その際、処理契約書(雛形)を提示いたします。契約書内容にご同意いただければJESCOより正式契約書2部郵送いたします。
- ④ JESCOと正式契約締結、その後処理料金のご請求をさせて頂きます(原則、前払いです。)。尚、別途収集運搬事業者とのご契約もお願い致します。
- ⑤ 搬出日をJESCO・収集運搬事業者で調整した後、収集運搬事業者よりご連絡いたします。

処理委託契約、搬出(受入)までの流れ



【年度内の処理について】

- 官公庁・地方自治体の行政機関など年度内(毎年度3月31日まで)に処理完了(マニフェストD票発行)が必要な場合は、各年度の1月末までにJESCO処理施設に搬入することが必要です。

時間的余裕を持ってJESCOとの契約、収集運搬会社の選定・契約を進めるようお願いいたします。

※お急ぎの場合はJESCOまでご連絡願います。

注1: JESCOとの契約はマニフェストD票発行をもって業務完了とさせていただきますので、ご了承願います。

注2: 官公庁・地方自治体などの行政機関についてはマニフェストD票発行と併せて処理料金を請求させていただきます。

5. PCB廃棄物の収集運搬について

- JESCO処理施設にPCB廃棄物を運搬できるのは、行政の許可とJESCOの入門許可を受けた収集運搬事業者だけです。
- 収集運搬事業者の選定は、皆様方自身が運搬業者へ連絡をとり、交渉を進めてください。

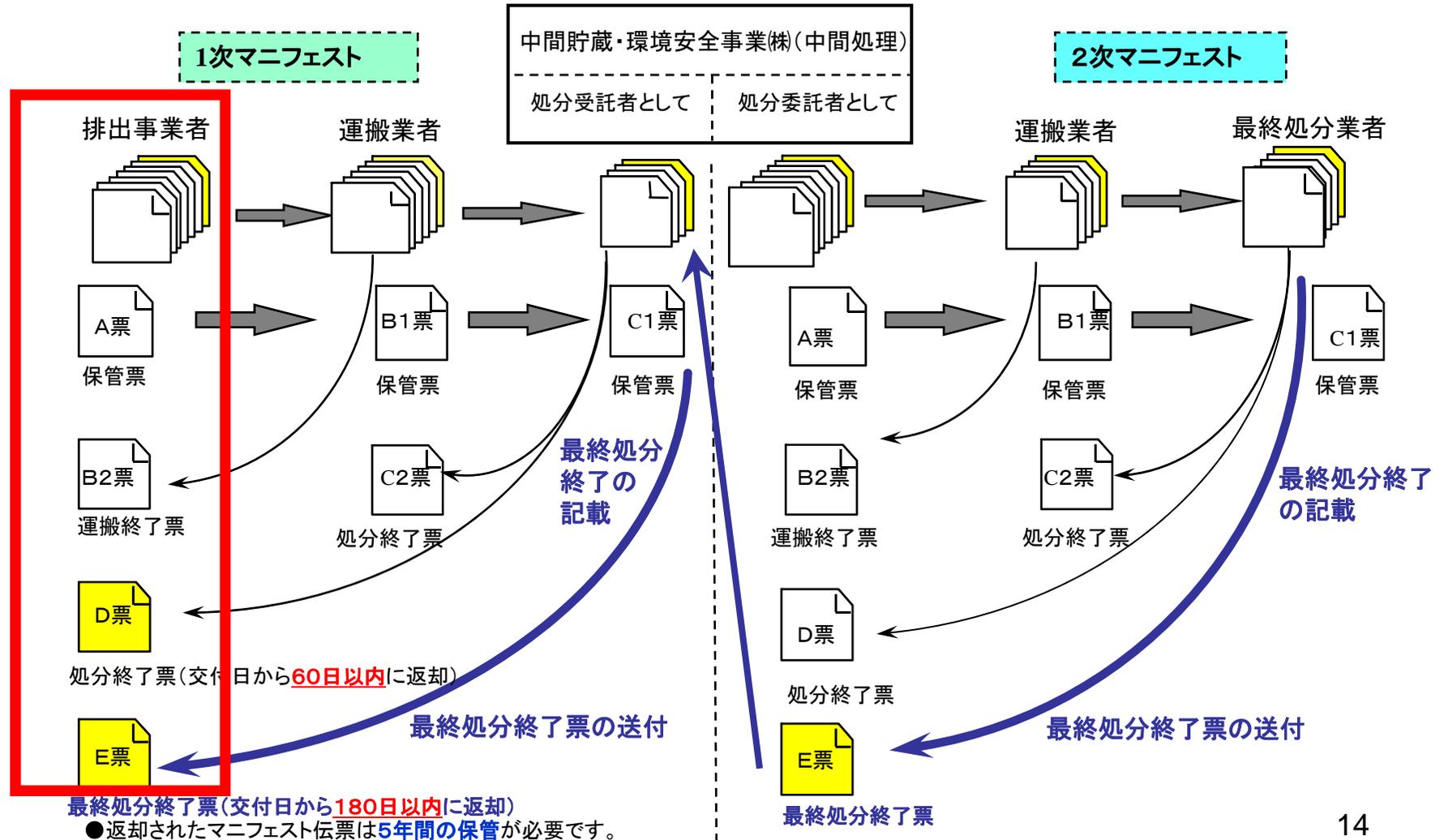
注：JESCO登録済み機器情報を収集運搬事業者へ開示するご承認お願いいたします。これは効率的積み合わせとなるように収集運搬事業者からも営業する機会を作るためです。また収集運搬事業者との契約はJESCO契約とは別途です。

北海道内の収集運搬事業者は、別紙3をご覧ください。

6. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の具体的な流れ

(制度の趣旨)

- 事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、**処理業者にマニフェストを交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受ける**ことにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度。(廃棄物処理法第12条の3)



※全国産業廃棄物連合会が販売しているマニフェストの表記(A票～E票)に基づき作成

マニフェスト見本

排出事業者(保管事業者による記入事項)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
搬出年月日		文庫番号 40052719011	交付者氏名自署、捺印
排出事業者 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 000-00-0000 ○○県○○市0000	保管事業者 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 000-00-0000 ○○県○○市○○町000番地	種類 PCB 産業廃棄物の名称 PCB廃棄物 数量(及び単位) 有 有害物質名 PCB 処分方法 化学処理	中間処理 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(00000000) 備考欄に記すのとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり
最終処分 場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載のとおり) <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
運送区間1 氏名又は名称 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 00-000-0000 ○○県○○市000番地	運送区間の名称 ○○株式会社 ○○支店 ○○倉庫 所在地 〒 000-0000 電話番号 00-000-0000 ○○県○○市○○町000		
運送区間2 氏名又は名称 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 00-000-0000 ○○県○○市000番地	運送区間の名称 日本貨物鉄道株式会社 ○○駅構内 所在地 〒 000-0000 電話番号 0000-00-0000 ○○県○○市○○丁目00		
運送区間3 氏名又は名称 日本貨物鉄道株式会社 住所 〒 102-0072 電話番号 03-3239-9323 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号	運送区間の名称 日本貨物鉄道株式会社 東室蘭駅構内 所在地 〒 050-0081 電話番号 0148-44-5434 北海道室蘭市日の出町1丁目無番地		
処分委託者 氏名又は名称 日本環境安全事業株式会社 住所 〒 105-0014 電話番号 03-5765-1911 東京都港区芝一丁目7番17号	名称 所在地 〒 電話番号		
運送区間4 氏名又は名称 (運送担当者)	運送区間の名称 所在地 〒 電話番号	数量(及び単位)	
運送区間5 氏名又は名称 (運送担当者)	運送区間の名称 所在地 〒 電話番号	数量(及び単位)	
運送区間6 氏名又は名称 (運送担当者)	運送区間の名称 所在地 〒 電話番号	数量(及び単位)	
処分委託者 氏名又は名称 (処分委託者)	名称 所在地 〒 電話番号	数量(及び単位)	
最終処分を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号)			
備考欄 運送区間4 ○○株式会社 〒000-0000 電話 00-000-0000 ○○県○○市000番地	運送区間5 新分館(北海道事業所) 〒000-0000 電話 0000-00-0000 北海道室蘭市日の出町1丁目9番地8	別合 B2票 平成 年 月 日 B4票 平成 年 月 日 B6票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日	
発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会			

7. 処理料金と割引について(トランス・コンデンサ類)

「処理料金表」で処理料金が算出できます。 消費税(8%)込

●トランス類・コンデンサ類の処理料金

該当する機器(トランス類又はコンデンサ類)の料金表に、機器1台ごとの重量を当てはめて算出します。

- (注)
- ・この処理料金表にない重量の機器、PCBに汚染された金属製保管容器については別途見積となります。
 - ・PCBが機器外部に漏洩しているなど特別な取扱いを要するPCB廃棄物については、処理料金に付加料金を加算することがあります。
 - ・当料金は全国一律です。
 - ・収集運搬料金は、処理料金に含まれていません。

●中小企業者等軽減制度

中小企業者に対し、処理料金の**70%**を補助

7. 処理料金と割引について(安定器等・汚染物)

●安定器等・汚染物の処理料金(容器単位)

消費税(8%)込

$$30,240(\text{円/kg}) \times 1\text{缶当たりの安定器等・汚染物の総重量(kg)}$$

- (注) ・安定器等・汚染物の総重量(kg)には、容器の重量を含みます。
・1缶当たりの安定器等・汚染物の総重量は、1kg未満を切り捨て1kg単位で算定します。
・上記計算により30,240円を下回る場合の処理料金は、30,240円です。
・当料金は全国一律ですが、処理を行うのは、北九州事業及び北海道事業のみです。
・登録重量に差異がある場合、追加請求もありますので、重量計測にはご注意ください。

【処理料金の計算例】

○安定器(重量:2.5kg)1台を搬入可能容器の20L用ペール缶(重量:1.8kg)に収納し搬入する場合

$$30,240\text{円} \times (2.5\text{kg} + 1.8\text{kg} = 4.3\text{kg} \rightarrow 4\text{kg}) = \underline{120,960\text{円}}$$

○安定器(重量:2.5kg)100台を搬入可能容器の200L用ドラム缶(重量:23kg)に収納し搬入する場合

$$30,240\text{円} \times (2.5\text{kg} \times 100\text{台} + 23\text{kg} = 273\text{kg}) = \underline{8,255,520\text{円}}$$

●指定容器割引

当社が指定する容器である場合は、処理料金から1缶あたり604,800円を差し引いた金額となります。(ただし、差し引いた金額が単価の30,240円を下回る場合の処理料金は、30,240円とします。)

【指定容器割引の計算式】

$$30,240(\text{円/kg}) \times 1\text{缶当たりの安定器等・汚染物の総重量(kg)} - 604,800\text{円}$$

指定容器 → 天蓋をした状態で外径が55～63cm、高さが87～91cmの鋼製オープンヘッドドラム缶(例:JIS Z 1600規格のドラム缶)

●中小企業者等軽減制度

中小企業者に対し、処理料金の70%を補助

指定容器割引と中小企業者等軽減制度は併用できます。

搬入容器が指定容器である場合、1缶当たりの安定器等・汚染物の処理料金は、PCB汚染物等と搬入容器の総重量に30,240円を乗じた金額から604,800円を差し引いた金額となり、その処理料金の70%を軽減させていただきます。

※指定容器割引と中小企業者等軽減制度適用後の料金

$$= (30,240\text{円} \times 1\text{缶当たりの安定器等・汚染物の総重量(kg)} - 604,800\text{円}) \times 30\%$$

8. 保管事業者様へのお願い事項

●トランス・コンデンサ類

◎チェックシートの作成・提出をお願いします。(トランス、コンデンサのみ)

別紙2「チェックシートのご提出について」の2～3ページのチェックシートを用い、保管機器の再チェックをお願いします。また、写真の添付もお願いします。

(別紙2の5ページ写真例参考)

これをもとに、JESCOにて受入可能機器かどうか判断します。

●安定器等・汚染物

- ・漏れ・しみのある機器は透明のビニール袋に入れてドラム缶・ペール缶に収納してください。
- ・ドラム缶・ペール缶の蓋に内容物の表示をお願いします。
- ・契約・搬出前にJESCOや収集運搬事業者が内容物の確認をする場合がありますので御協力願います。

【ご参考】中小企業者等軽減制度について

中小企業者等には処理料金の

中小企業者、中小企業団体等、法人・・・70%
個人(個人事業主は除く)・・・95%

を軽減する国の制度があります

対象になる方	中小企業者	
	表1において主たる業種ごとに定められるA又はBの基準を満たす会社(株式・有限・合資・合名・合同)※みなし大企業は除く	
	表1において主たる業種ごとに定められるBの基準を満たす個人事業主	
	中小企業団体等	
	中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	
	特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1のいずれかに該当する者	
	法人	
	常時使用する従業員の数が100人以下	
	(例)学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、財団法人、社団法人等	
	個人(個人事業主は除く)	

<表1>

主たる業種	Aの基準	Bの基準
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

中小企業者等軽減制度のお申込みは処理委託契約締結の直前です。

各種お問い合わせ先

1. 処理の時期や契約方法等について

(北海道内に保管されている場合)

〒050-0087

北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 営業課

TEL 0143-23-7007・7008

(東北・北関東・甲信越・北陸15県に保管されている場合)

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館5階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 東京事務所

TEL 03-5765-1197

2. 登録について(書類郵送先)

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館4階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

本社 PCB処理営業部 登録担当

TEL: 03-5765-1935

☆書式のダウンロード先 :

<http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>



JESCO 北海道PCB処理事業所

環境安全方針

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)は、全国で保管されているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を事業の主体として設立された国の環境政策を実行する事業者です。北海道PCB処理事業所は、そのうち下表に示す処理対象区域において、当社の基本理念と行動指針並びに全社の環境安全方針をもとに、安全で確実な処理事業を着実に遂行し、また情報公開することにより、社会からの信頼に応え、地球環境の保全に貢献します。

1. 環境と安全を優先し、当事業所の処理対象区域において保管されているPCB廃棄物の処理完了を目指し、処理事業を推進します。
2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」をはじめ、当事業所の環境側面に関係する法的要求事項および当事業所が同意する自治体との協定等その他の要求事項を順守します。
3. 環境マネジメントシステムを構築して継続的に改善し、事業活動により排出される排気、排水、廃棄物等が環境に悪影響を与えないように適正な管理を実施し、環境汚染の予防に努めます。
4. 環境に負荷を与える化学物質の排出削減や省エネルギー、温室効果ガス排出抑制、省資源・リサイクル等の環境改善活動について、環境安全目的および目標を設定して、定期的に見直し、環境負荷の低減を図ります。
5. 事業所従業員の安全確保のため、無事故・無災害の達成に努めるとともに、作業環境の改善を図ります。
6. 環境保全活動にかかわる情報を積極的に公開し、全ての利害関係者の理解と信頼の確保に努めます。

表 処理対象物と処理対象区域

処理対象物	処理対象区域
高圧トランス・コンデンサ等	北海道、東北、北関東、甲信越、北陸の1道15県
安定器等・汚染物	北海道、東北、関東、甲信越、北陸の1道1都18県 (東京PCB処理事業所における処理対象物を除く)

平成26年12月24日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所長